

令和元年12月10日

令和元年第4回美浦村議会定例会議案

美 浦 村 議 会

# 議 案 目 次

- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度美浦村一般会計補正予算 (第 3 号))
- 議案第 2 号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第 3 号 江戸崎地方衛生土木組合理約の変更について
- 議案第 4 号 工事請負変更契約の締結について  
(大谷小学校給食室改築及びエレベーター設置工事)
- 議案第 5 号 美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例
- 議案第 6 号 美浦村附属機関設置条例
- 議案第 7 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例
- 議案第 8 号 美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 美浦村下水道条例等の一部を改正する条例
- 議案第 10 号 美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 11 号 令和元年度美浦村一般会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 12 号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 13 号 令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 14 号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 15 号 令和元年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 2 号)

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定によって議会の意見を求める。

令和元年12月10日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所	美浦村大字舟子514番地
氏 名	鈴木 登
生年月日	昭和29年11月24日

## 議案第1号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年12月10日提出

美浦村長 中 島 栄

令和元年 専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年9月30日

美浦村長 中 島 栄

令和元年度美浦村一般会計補正予算（第3号）

令和元年度美浦村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,437千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,889,876千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月30日

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		1,002,214	105,887	1,108,101
	1 地方交付税	1,002,214	105,887	1,108,101
19 繰入金		222,954	△103,558	119,396
	2 基金繰入金	215,241	△103,558	111,683
21 諸収入		195,459	108	195,567
	5 雑入	183,237	108	183,345
歳入合計		5,887,439	2,437	5,889,876

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 消防費		295,361	1,343	296,704
	1 消防費	295,361	1,343	296,704
10 災害復旧費		3	1,094	1,097
	1 公共公用施設災害復旧費	3	1,094	1,097
歳 出 合 計		5,887,439	2,437	5,889,876

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	1,002,214	105,887	1,108,101
19 繰入金	222,954	△103,558	119,396
21 諸収入	195,459	108	195,567
歳入合計	5,887,439	2,437	5,889,876

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 消防費	295,361	1,343	296,704				1,343
10 災害復旧費	3	1,094	1,097			108	986
歳 出 合 計	5,887,439	2,437	5,889,876			108	2,329

2 歳 入

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	1,002,214	105,887	1,108,101
計	1,002,214	105,887	1,108,101

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	105,887	15 震災復興特別交付税	105,887

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

3 減債基金繰入金	50,000	△30,000	20,000
8 財政調整基金繰入金	120,081	△73,558	46,523
計	215,241	△103,558	111,683

1 減債基金繰入金	△30,000	5 減債基金繰入金	△30,000
1 財政調整基金繰入金	△73,558	5 財政調整基金繰入金	△73,558

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

3 雑入	115,700	108	115,808
計	183,237	108	183,345

7 雑入	108	72 村有自動車、建物災害等共済金	108
------	-----	-------------------	-----

3 歳 出  
(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
4 災害対策費	12,286	1,343	13,629				1,343
計	295,361	1,343	296,704				1,343

(款) 10 災害復旧費

(項) 1 公共公用施設災害復旧費

2 公立学校施設災害復旧費	1	50	51				50
3 公共施設災害復旧費	1	1,044	1,045			108	936
計	3	1,094	1,097			108	986

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		<b>2 災害応急対策費</b> <b>1,343</b>
13 委託料	1,343	13 委託料 1,343 5 業務委託料 40 倒木等撤去作業委託料

11 需用費	50	<b>2 公立学校施設災害復旧費</b> <b>50</b> 11 需用費 50 6 修繕料 2 施設等修繕料
11 需用費	1,044	<b>2 公共施設災害復旧費</b> <b>1,044</b> 11 需用費 1,044 6 修繕料 2 施設等修繕料

## 議案第 2 号

### 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を美浦村固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定によって、議会の同意を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

美浦村長 中 島 栄

### 記

住 所	美浦村大字大山 1018 番地 2
氏 名	村崎 友春
生年月日	昭和 23 年 7 月 15 日

## 議案第3号

### 江戸崎地方衛生土木組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、江戸崎地方衛生土木組合同規約（昭和42年地指令第226号）を下記のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

美浦村長 中 島 栄

### 江戸崎地方衛生土木組合同規約の一部を改正する規約

江戸崎地方衛生土木組合同規約（昭和42年地指令第226号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項を次のように改める。

2 会計管理者は、管理者の属する市村の会計管理者をもって充てる。

#### 附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

## 議案第4号

### 工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年美浦村条例第8号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

美浦村長 中 島 栄

### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 大谷小学校給食室改築及びエレベーター設置工事  |
| 2 契約の方法  | 随意契約  |
| 3 契約の金額  | 原契約金額            ¥248,400,000円<br>(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ¥18,400,000円)<br>変更契約金額        ¥268,510,000円<br>(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ¥24,410,000円) |
| 4 契約の相手方 | 細谷・松浦特定建設工事共同企業体<br>代表構成員<br>茨城県稲敷郡河内町金江津5107番地<br>細谷建設工業株式会社 代表取締役 細谷 よしの<br>構成員<br>茨城県稲敷郡阿見町大字阿見608番地の3<br>松浦建設株式会社 代表取締役 松浦 一久           |

5	工	期	令和元年7月25日から令和2年3月19日まで
6	支出科目		令和元年度美浦村一般会計
		款	9 教育費
		項	2 小学校費
		目	1 学校管理費
		節	1 5 工事請負費
			及び
		款	9 教育費
		項	6 保健体育費
		目	4 学校給食費
		節	1 5 工事請負費

## 議案第5号

### 美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和元年12月10日提出

美浦村長 中 島 栄

### 美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例

#### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 美浦村いじめ問題対策連絡協議会（第2条―第10条）

第3章 美浦村いじめ調査委員会（第11条―第18条）

第4章 美浦村いじめ再調査委員会（第19条―第27条）

附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき設置する、美浦村いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 美浦村いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、美浦村いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定する、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携、その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し連絡及び協議を行う。

(組織)

第4条 連絡協議会の委員(以下この条及び第5条、第7条及び第8条において「委員」という。)は、次に掲げる者をもって組織し、美浦村教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 美浦村立小中学校の校長
- (2) 美浦村立小中学校の生徒指導主事
- (3) 稲敷警察署の職員
- (4) 適応指導教室の職員
- (5) 教育委員会指導主事
- (6) その他教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 特定の職により委嘱され、又は任命された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 連絡協議会の会議(以下この条及び次条において「会議」という。)の回数は、年間2回とする。また、必要に応じて臨時に会議を開催することができる。

(会議の議事)

第7条 会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 連絡協議会は、審議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会指導室において処理する。

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

### 第3章 美浦村いじめ調査委員会

(設置)

第11条 法第14条第3項及び第28条第1項に規定する組織として、美浦村いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、美浦村立小中学校において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が起こったとき、教育委員会が設置する。

(所掌事務)

第12条 調査委員会は、重大事態に係る事実関係や学校並びに家庭、その他関係者の援助・指導状況等について調査し、教育委員会に報告する。

(組織)

第13条 調査委員会の委員（以下この条、第15条及び第16条において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、教育委員会の委嘱又は任命を受けてから、当該重大事態の調査結果を教育委員会に報告するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第14条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 調査委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集しその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 調査委員会は、審議のため必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第16条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第17条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第18条 この章に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

#### 第4章 美浦村いじめ再調査委員会

(設置)

第19条 法第30条第2項に規定する村長の附属機関として、美浦村いじめ再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置くことができる。

(所掌事務)

第20条 再調査委員会は、村長の諮問に応じて、法第28条第1項に規定する調査の結果について必要な調査審議を行うものとする。

(組織)

第21条 再調査委員会の委員（以下この条及び第22条から第25条において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者のうちから、村長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する調査審議が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第22条 再調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 再調査委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、村長の諮問に応じ、委員長が招集しその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、村長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 再調査委員会は、審議のため必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

5 会議は、原則として非公開とする。

（守秘義務）

第24条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

（報酬及び費用弁償）

第25条 委員の報酬及び費用弁償については、村長が別に定める。

（庶務）

第26条 再調査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（委任）

第27条 この章に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮って定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（美浦村いじめ問題等連絡協議会規則の廃止）

2 美浦村いじめ問題等連絡協議会規則（平成26年美浦村教育委員会規則第7号）は、廃止する。

（美浦村教育委員会いじめ調査委員会規則の廃止）

3 美浦村教育委員会いじめ調査委員会規則（平成26年美浦村教育委員会規則第8号）は、廃止する。

（美浦村いじめ再調査委員会規則の廃止）

4 美浦村いじめ再調査委員会規則（平成27年美浦村規則第21号）は、廃止する。

議案第6号

美浦村附属機関設置条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和元年12月10日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担当事務)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、第2条第1項の附属機関の組織及び運

営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表（第3条関係）

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
村長	美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美浦村人口ビジョンの策定及び変更に係る検討に関する事項の審議</li> <li>・美浦村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び変更に係る検討に関する事項の審議</li> <li>・美浦村まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果検証に関する事項の審議</li> <li>・その他必要と認める事項の審議</li> </ul>	15人以内
	美浦村総合教育会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美浦村の教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する事項の審議</li> <li>・美浦村の教育を行うための諸条件の整備その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事項の審議</li> <li>・児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項の審議</li> </ul>	10人以内
	美浦村人材育成推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成事業計画、実施に関する事項の審議</li> <li>・人材育成事業に関する調査及</li> </ul>	15人以内

	<ul style="list-style-type: none"> <li>び啓発普及に関する事項の審議</li> <li>・その他人材育成事業の推進に関する事項の審議</li> </ul>	
美浦村男女共同参画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の総合的かつ効果的な推進に関する事項の審議</li> <li>・男女共同参画計画の進行管理に関する事項の審議</li> <li>・その他必要と認める事項の審議</li> </ul>	10 人以内
美浦村男女共同参画計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画計画の策定に関する事項の審議</li> <li>・男女共同参画計画の推進方策に関する事項の審議</li> <li>・その他必要と認める事項の審議</li> </ul>	15 人以内
美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理及び評価，介護保険事業における施策の実施に関する事項の審議</li> <li>・老人福祉法に定める美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に関する事項の審議</li> <li>・地域包括支援センターの設置等に関する事項の審議</li> <li>・地域密着介護型サービスに関する事項の審議</li> <li>・指定地域密着型介護サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型介護サービスの事業の設備及び運営に関する基準，指定地域密着型介護サービスの指定に関する事項の審議</li> </ul>	15 人以内

	<ul style="list-style-type: none"> <li>る審議</li> <li>・地域密着型介護サービス事業者の質の確保，運営評価その他村長が地域密着型介護サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項についての協議</li> </ul>	
美浦村老人ホーム入所判定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人ホーム入所の要否の判定に関する審議</li> </ul>	10 人以内
美浦村地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス等利用に係る相談支援事業者の中立，公平性の確保をするための運営評価等に関する事項の審議</li> <li>・困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関する審議</li> <li>・地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項の審議</li> <li>・地域の社会資源の開発及び改善に関する事項の審議</li> <li>・障がい者計画及び障がい福祉計画，障がい児福祉計画の策定，効率的な運用，適正化及び評価に関する審議</li> <li>・障がい福祉について村長が必要と認める事項に関する審議</li> </ul>	20 人以内
美浦村地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃，料金等に関する事項の審議</li> <li>・村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項の審議</li> </ul>	20 人以内

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項の審議</li> </ul>	
美浦村地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画の立案に関する事項の審議</li> <li>・地域福祉計画の策定に係る調査研究及び連絡調整に関する審議</li> <li>・その他地域福祉計画の策定に関する事項の審議</li> </ul>	20 人以内
美浦村自殺対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策計画の策定及び総合的な自殺対策の推進に関する事項の審議</li> <li>・自殺対策の啓発及び相談体制の充実に関する事項の審議</li> <li>・自殺対策の推進に必要な事項の審議</li> </ul>	15 人以内
美浦村在宅医療・介護連携推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療，介護の支援体制の構築に関する事項の審議</li> <li>・関係機関の効果的な連携の推進に関する事項の審議</li> <li>・在宅医療，介護に必要な知識に関する関係機関等への普及に関する事項の審議</li> <li>・在宅医療，介護に関する地域住民への普及，啓発に関する事項の審議</li> <li>・その他在宅医療，介護連携の推進に関する事項の審議</li> </ul>	15 人以内
認知症総合支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村民に対し認知症への正しい理解を深めるための普及及び啓発に関する事項の審議</li> <li>・認知症の容態に応じた適時かつ適切な医療，介護，福祉等の情報提供に関する事項の審議</li> </ul>	15 人以内

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人及びその家族に対する適切な支援の検討及び実施に関する事項の審議</li> <li>・認知症に係る医療機関，介護サービスの構築及び提供に関する事項の審議</li> <li>・認知症の人及びその家族に対する支援に関し村長が特に必要と認めた事項の審議</li> </ul>	
美浦村地区計画推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画における内容の審議</li> <li>・その他地区計画に関する必要な事項の審議</li> </ul>	25 人以内
美浦村農業振興地域整備促進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域整備計画の策定に関する事項の審議</li> <li>・整備計画の変更に関する事項の審議</li> <li>・整備計画に基づく事業の実施に関する事項の審議</li> <li>・その他必要な事項の審議</li> </ul>	15 人以内
美浦村農業再生協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策の推進に関する事項の審議</li> <li>・集落営農の法人化支援の実施に関する事項の審議</li> <li>・経営所得安定対策の対象作物の生産数量目標の設定に関する事項の審議</li> <li>・農地の利用集積に関すること及び耕作放棄地の再生利用に関する事項の審議</li> <li>・担い手の育成，確保に関すること及び収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理の実施に関する事項の審議</li> <li>・稲作農業体質強化緊急対策事業に関する事項の審議</li> </ul>	45 人以内

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他地域農業を振興するために必要な事項の審議</li> </ul>	
	美浦村地域担い手育成総合支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手育成支援に関する事項の審議</li> <li>・地域貢献担い手確保，育成支援に関する事項の審議</li> <li>・農業サービス事業体支援に関する事項の審議</li> <li>・耕作放棄地再生利用支援に関する事項の審議</li> <li>・その他目的達成するために必要な事項の審議</li> </ul>	10 人以内
	美浦村地域交流館運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美浦村地域交流館運営に関すること</li> <li>・その他地域交流館に関する必要な事項</li> </ul>	25 人以内
	公害防止対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害の発生を未然に防止するための調査研究及び自然環境を保全するための対策に関する審議</li> <li>・その他必要な事項の審議</li> </ul>	20 人以内
	美浦村子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援法第 7 7 条第 1 項の規定に基づき，美浦村の子ども・子育て支援施策の推進を図るための審議</li> </ul>	20 人以内
教育委員会	美浦村教育振興基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美浦村教育振興基本計画の審議</li> </ul>	10 人以内
	美浦村いじめ問題対策連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策推進法第 1 4 条第 1 項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携</li> <li>・いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し連絡及び協議</li> </ul>	20 人以内

美浦村いじめ調査委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美浦村立小中学校においていじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態が起こったとき、重大事態に係る事実関係や学校並びに家庭、その他関係者の援助、指導状況等について調査し、教育委員会に報告</li> </ul>	20人以内
学校給食施設検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食施設整備に関する事項の審議</li> <li>・学校給食の更なる資質の向上及び運営方法に関する事項の審議</li> <li>・村長が必要と認める事項に関する審議</li> </ul>	20人以内
次世代支援行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画策定に向けて現状と課題についての審議</li> <li>・行動計画素案の審議</li> <li>・その他行動計画策定のために必要な事項の審議</li> </ul>	20人以内
陸平貝塚保存活用検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡陸平貝塚の万全な保護と有効な活用を推進及び将来における保存管理、整備活用構想についての審議</li> </ul>	24人以内

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第7号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和元年12月10日提出

美浦村長 中 島 栄

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(美浦村区長設置条例の一部改正)

第1条 美浦村区長設置条例(昭和30年美浦村条例第24号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

美浦村区設置条例

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 村行政事務の円滑なる運営を期するため、区を設置する。

(区の区域)

第2条 区の名称及び所管区域は、別表に定めるところによる。

第3条から第6条までを削る。

別表中「第1条、第5条」を「第2条」に、「区長」を「区の名称」に、「管内」を「所管区域」に改め、同表副区長定数の欄を削る。

(美浦村交通安全推進員、指導隊員設置条例の一部改正)

第2条 美浦村交通安全推進員、指導隊員設置条例(昭和47年美浦村条例第

12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

美浦村交通安全指導隊員設置条例

第1条中「交通安全推進員(以下「推進員」という。)及び」を削る。

第2条中「推進員及び」を削る。

第3条中「推進員,」を削り,「次のとおり」を「11名」に改め,「推進員 15名」及び「指導隊員 11名」を削る。

第4条を次のように改める。

(任期)

第4条 指導隊員は村長が任用し,任期はその任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。ただし,再任を妨げない。

(美浦村職員定数条例の一部改正)

第3条 美浦村職員定数条例(昭和38年美浦村条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「臨時」を「臨時の職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)」に改める。

第2条第1号中「106人」を「103人」に改め,同条第2号中「9人」を「12人」に改める。

(美浦村職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 美浦村職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成22年美浦村条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に,「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(美浦村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 美浦村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和30年美浦村条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「こえない」を「超えない」に改め,同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については,同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは,「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(美浦村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 美浦村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和30年美浦村条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条中「月額」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲

げる職員については、美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年美浦村条例第13号)第15条に規定する報酬の額)を加える。

(美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年美浦村条例第11号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 美浦村職員の育児休業等に関する条例(平成4年美浦村条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第19条中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年美浦村条例第13号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第14条及び第22条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年美浦村条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第1条関係)

職名		報酬額	日額, 月額, 年額の別	旅費の額	
選挙管理委員会委員	委員長	13,100円	月額	副村長 相当額	
	委員	11,200円	〃	〃	
	直接請求 の事務	委員長	5,500円	日額	〃
		委員	5,000円	〃	〃
投票管理者		12,600円	〃	〃	
投票立会人		10,700円 ただし, 投票立会 従事時間7時間未 満のものにあつて は5,350円	〃	〃	
開票管理者		10,600円	一回の開票管 理につき	〃	
開票立会人		8,800円	一回の開票立 会につき	〃	
選挙長		10,600円 ただし, 選挙会事 務にあつては一回 につき8,800円	日額	〃	
選挙立会人		8,800円	一回の選挙立 会につき	〃	
期日前投票所の投票管理者		11,100円	日額	〃	
期日前投票所の投票立会人		9,500円 ただし, 投票立会 従事時間6時間未 満のものにあつて は4,750円	〃	〃	
監査委員	優れた識見を 有する者から 選任された委 員	27,000円	月額	〃	

	議会の議員の中から選任された委員	7,500円	日額	副村長相当額
固定資産評価審査委員会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
特別職報酬審議会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
防災会議委員		5,000円	〃	〃
国民保護協議会委員		5,000円	〃	〃
行政改革懇談会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
情報公開等審査会委員	会長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
政治倫理審査会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
美浦村行政不服審査会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
産業医		50,000円	月額	〃
美浦村総合教育会議委員	委員長	5,500円	日額	〃
	委員	5,000円	〃	〃
美浦村いじめ再調査委員会委員	委員長	12,200円	〃	〃
	委員	11,700円	〃	〃
総合計画審議会委員	会長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
美浦村人材育成推進協議会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
美浦村男女共同参画推進会議委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
美浦村男女共同参画計画策定委員会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
民生委員推せん会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃

美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会委員	委員長	5,500円	日額	副村長相当額
	委員	5,000円	〃	〃
介護認定審査会委員		11,700円	〃	〃
美浦村老人ホーム入所判定委員会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
障がい支援区分認定審査会委員		11,700円	〃	〃
美浦村地域自立支援協議会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
福祉有償運送運営協議会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
美浦村地域公共交通会議委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
美浦村地域福祉計画策定委員会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
美浦村自殺対策協議会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
美浦村在宅医療・介護連携推進協議会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
認知症総合支援協議会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
健康づくり推進協議会委員		5,000円	〃	〃
予防接種健康被害調査委員会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
国民健康保険運営協議会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
都市計画審議会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
旅館建築審査会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
美浦村地区計画推進協議会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃

美浦村農業振興地域整備促進協議会委員		5,000円	日額	副村長相当額
美浦村農業再生協議会委員		5,000円	〃	〃
美浦村地域担い手育成総合支援協議会委員		5,000円	〃	〃
美浦村地域交流館運営委員会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
農業委員会委員	会長	37,000円に, 6,000円以上 47,000円以下で村長が定める額を加算した額	月額	〃
	会長代理	32,300円に, 6,000円以上 47,000円以下で村長が定める額を加算した額	〃	〃
	委員	30,500円に, 6,000円以上 47,000円以下で村長が定める額を加算した額	〃	〃
	農地利用最適化推進委員	20,500円に, 6,000円以上 47,000円以下で村長が定める額を加算した額	〃	〃
公害防止対策協議会委員	委員長	5,500円	日額	〃
	委員	5,000円	〃	〃
美浦村空家等対策協議会委員	会長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
交通安全指導員		5,000円	〃	〃
防犯推進協議会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
下水道事業審議会	委員長	5,500円	〃	〃

委員	委員	5,000円	〃	〃
教育委員会委員		27,000円	月額	副村長 相当額
美浦村教育振興基本 計画策定委員会委員	委員長	5,500円	日額	〃
	委員	5,000円	〃	〃
教育支援委員会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
美浦村いじめ問題対 策連絡協議会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
美浦村いじめ調査委 員会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
学校給食運営委員会 委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
学校給食施設検討委 員会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
学校医	200人まで	200,000円	年額	〃
	201人から250 人まで	250,000円	〃	〃
	251人から300 人まで	300,000円	〃	〃
	301人から350 人まで	350,000円	〃	〃
	351人から400 人まで	400,000円	〃	〃
	401人から	基本額 400,000円+400人 を超える一人につ き1,000円加算	〃	〃
学校歯科医	200人まで	100,000円	〃	〃
	201人から250 人まで	115,000円	〃	〃
	251人から300 人まで	130,000円	〃	〃
	301人から350	145,000円	〃	〃

	人まで			
	351人から400人まで	160,000円	年額	副村長相当額
	401人から	基本額 160,000円+400人 を超える一人につき 300円加算	〃	〃
学校薬剤師		34,000円	〃	〃
保育所医		200,000円	〃	〃
保育所歯科医		100,000円	〃	〃
次世代支援行動計画 策定委員会委員	委員長	5,500円	日額	〃
	委員	5,000円	〃	〃
美浦村子ども・子育て 会議委員	会長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
青少年問題協議会 委員	会長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
社会教育委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
文化財保護審議会 委員	会長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
村史編さん委員会 委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
陸平貝塚保存活用検 討委員会委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
	学術指導委員	11,700円	〃	〃
公民館運営審議会 委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
スポーツ推進審議会 委員	委員長	5,500円	〃	〃
	委員	5,000円	〃	〃
スポーツ推進委員		48,800円	年額	〃
村史編さん専門委員		5,000円	日額	〃

別表第2(第2条第2項関係)

職名
行政改革懇談会委員

美浦村行政不服審査会委員
国民保護協議会委員
美浦村総合教育会議委員
総合計画審議会委員
美浦村人材育成推進協議会委員
美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議委員
美浦村男女共同参画推進会議委員
美浦村男女共同参画計画策定委員会委員
民生委員推せん会委員
美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会委員
障がい支援区分認定審査会委員
美浦村地域自立支援協議会委員
福祉有償運送運営協議会委員
美浦村地域公共交通会議委員
美浦村地域福祉計画策定委員会委員
美浦村自殺対策協議会委員
美浦村在宅医療・介護連携推進協議会委員
認知症総合支援協議会委員
健康づくり推進協議会委員
国民健康保険運営協議会委員
都市計画審議会委員
旅館建築審査会委員
美浦村地区計画推進協議会委員
美浦村農業振興地域整備促進協議会委員
美浦村農業再生協議会委員
美浦村地域担い手育成総合支援協議会委員
美浦村地域交流館運営委員会委員
公害防止対策協議会委員
美浦村空家等対策協議会委員
防犯推進協議会委員
下水道事業審議会委員
美浦村教育振興基本計画策定委員会委員
学校給食運営委員会委員
学校給食施設検討委員会委員
次世代支援行動計画策定委員会委員

美浦村子ども・子育て会議委員
青少年問題協議会委員
社会教育委員
陸平貝塚保存活用検討委員会委員
公民館運営審議会委員
スポーツ推進審議会委員

別表第3を削る。

(美浦村村医，区長，統計調査員等の手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第10条 美浦村村医，区長，統計調査員等の手当及び費用弁償に関する条例(昭和30年美浦村条例第26号)の一部を次のように改正する。

題名中「，区長」を削る。

第1条中「，区長，副区長」及び「，農家組合長」を削る。

別表中区長の項，副区長の項及び農家組合長の項を削る。

(美浦村職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 美浦村職員の給与に関する条例(昭和32年美浦村条例第8号)の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第21条 法第22条の2第2項に規定する会計年度任用職員の給与については，この条例の規定にかかわらず，常勤の職員の給与との権衡，その職務の特殊性等を考慮して，別に条例で定める。

(美浦村の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 美浦村の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年美浦村条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(以下「一般職員」という。)」の次に「及び美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年美浦村条例第13号)の適用を受ける職員(以下「会計年度任用職員」という。)」を加える。

第3条中「一般職員」の次に「及び会計年度任用職員」を加える。

(美浦村職員の旅費に関する条例の一部改正)

第13条 美浦村職員の旅費に関する条例(昭和43年美浦村条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「(非常勤職員(同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。))」を加える。

(美浦村水道事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例の一部改正)

第14条 美浦村水道事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例(昭和51年美浦村条例第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

美浦村水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例

第1条中「水道事業」の次に「、公共下水道事業及び農業集落排水事業」を加える。

本則に次の1条を加える。

(会計年度任用水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業企業職員の給与)

第3条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員(次項において「会計年度任用水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当

2 会計年度任用水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業企業職員の給与の基準については、美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年美浦村条例第13号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 8 号

美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和元年 12 月 10 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例

美浦村企業誘致条例（平成 27 年美浦村条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

美浦村下水道条例等の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和元年12月10日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村下水道条例等の一部を改正する条例

第1条 美浦村下水道条例(平成16年美浦村条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「規則」を「規程」に改める。

第3条ただし書中「村長」を「管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により下水道事業の管理者の権限を行う村長をいう。以下同じ。)」に改める。

第4条第2号中「村の規則」を「規程」に改め、同条第3号中「村長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「規則」を「規程」に、「村長」を「管理者」に改め、同条第2項中「村長」を「管理者」に改める。

第6条中「規則」を「規程」に、「村長」を「管理者」に改め、同条ただし書を削る。

第7条第1項中「村長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則」を「規程」に改める。

第10条第2項中「規則」を「規程」に改める。

第11条中「規則」を「規程」に、「村長」を「管理者」に改める。

第12条中「規則」を「規程」に、「村長」を「管理者」に改める。

第13条中「村長」を「管理者」に改める。

第14条第1項中「規則」を「規程」に、「村長」を「管理者」に改める。

第15条第1項及び第3項中「村長」を「管理者」に改める。

第16条第2項第1号ただし書及び第2号中「村長」を「管理者」に改め、同項第3号前段中「規則」を「規程」に、「村長」を「管理者」に改め、同号後段中「村長」を「管理者」に改める。

第17条及び第18条中「村長」を「管理者」に改める。

第19条中「規則」を「規程」に、「村長」を「管理者」に改める。

第21条中「規則」を「規程」に、「村長」を「管理者」に改める。

第22条ただし書中「村長」を「管理者」に改める。

第23条第1項中「村長」を「管理者」に、「規則」を「規程」に改める。

第24条中「村長」を「管理者」に改める。

第28条を第29条とし、第27条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第25条の見出し中「規則への」を削り、同条中「規則」を「規程」に改め、第5章中同条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

(手数料の徴収)

第25条 管理者は、第6条第1項に規定する登録を受ける者から手数料を徴収する。

(1) 指定工事店指定証交付手数料 1件につき 3,000円

(2) 指定工事店標証板交付手数料 1件につき 10,000円

(美浦村手数料徴収条例の一部改正)

第2条 美浦村手数料徴収条例(平成12年美浦村条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第28号及び第29号を削り、第30号を第28号とし、第31号から第33号までを2号ずつ繰り上げる。

(美浦村下水道事業審議会条例の一部改正)

第3条 美浦村下水道事業審議会条例(平成14年美浦村条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「村長」を「管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により下水道事業の管理者の権限を行う村長をいう。以下同じ。)」に、「村長」を「管理者」に改め、同条第3号中「村長」を「管理者」に改める。

第3条、第6条第1項ただし書及び第8条中「村長」を「管理者」に改める。

(美浦村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 美浦村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例(平成25年

美浦村条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第5号,第4条第1号,第5条第2号並びに第7条第6号中「規則」を「規程」に改める。

(美浦村下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正)

第5条 美浦村下水道事業受益者負担金に関する条例(平成16年美浦村条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「美浦村長(以下「村長」という。)は,この条例の定めるところにより」を「この条例は,」に改める。

第2条第2項中「村長は」を「管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により下水道事業の管理者の権限を行う村長をいう。以下同じ。)」に改める。

第4条第2項,第5条,第6条第1項及び第2項,第7条,第8条第2項,第9条並びに第10条中「村長」を「管理者」に改める。

第12条中「村長が別に」を「規程で」に改める。

(美浦水処理センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 美浦水処理センターの設置及び管理に関する条例(平成17年美浦村条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「村長」を「管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により下水道事業の管理者の権限を行う村長をいう。以下同じ。)」に改める。

第6条中「村長が別に」を「規程で」に改める。

(美浦村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 美浦村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(昭和62年美浦村条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「村の規則」を「規程」に改め,同条第3号中「村長」を「管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により下水道事業の管理者の権限を行う村長をいう。以下同じ。)」に改める。

第6条中「村長」を「管理者」に改める。

第7条中「規則」を「規程」に,「村長」を「管理者」に改め,同条ただし書を削る。

第8条第1項中「規則」を「規程」に,「村長」を「管理者」に改め,同条第2項中「規則」を「規程」に改める。

第9条第1項,第11条ただし書,第13条第3項及び第4項ただし書中「村長」を「管理者」に改める。

第14条中「規則」を「規程」に,「村長」を「管理者」に改める。

第15条第1項中「規則」を「規程」に,「村長」を「管理者」に改める。

第17条第1項、第18条第3号、第20条、第21条、第24条及び第25条中「村長」を「管理者」に改める。

第27条の見出し中「規則への」を削り、同条中「別に規則」を「規程」に改める。

(美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の一部改正)

第8条 美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例(昭和62年美浦村条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ただし書中「村長」を「(管理者地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により下水道事業の管理者の権限を行う村長をいう。以下同じ。)」に改め、同項第2号中「村長」を「管理者」に改め、同項第3号前段中「規則」を「規程」に、「村長」を「管理者」に改め、同号後段中「村長」を「管理者」に改める。

第3条及び第4条中「村長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「村長」を「管理者」に改め、同条第2項中「様式第2号」を「様式第1号」に、「村長」を「管理者」に改め、同条第3項中「村長」を「管理者」に、「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

第6条の見出し中「規則への」を削り、同条中「規則」を「規程」に改める。

様式第1号を削り、様式第2号を様式第1号とし、様式第3号を様式第2号とする。

(美浦村農業集落排水事業分担金に関する条例の一部改正)

第9条 美浦村農業集落排水事業分担金に関する条例(昭和61年美浦村条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「村長」を「管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により下水道事業の管理者の権限を行う村長をいう。以下同じ。)」に改める。

第5条中「村長」を「管理者」に改める。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 議案第10号

### 美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和元年12月10日提出

美浦村長 中 島 栄

### 美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

美浦村公営企業の設置等に関する条例(昭和50年美浦村条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「水道事業」の次に「, 公共下水道事業, 農業集落排水事業」を加える。

第2条中第2号を第4号とし, 第1号の次に次の2号を加える。

(2) 公共下水道事業

(3) 農業集落排水事業

第8条第1項, 第2項第3号及び第3項中「の権限を行う村長」を削り, 同条を第9条とする。

第7条を第8条とし, 第6条を第7条とし, 第5条を第6条とする。

第4条第1項中「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)」を「令」に改め, 同条第2項を次のように改める。

2 法第14条の規定に基づき, 各事業の管理者の職務を行う村長(以下「管理者」という。)の権限に属する事務のうち, 第2条第1号から第3号に掲げる事業に関する事務を処理させるため, 経済建設部に上下水道課をおき, 同条第4号に掲げる事業に関する事務を処理させるため, 経済建設部に生活環境課

をおく。

第4条を第5条とする。

第3条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 公共下水道事業の規模及び能力は、次のとおりとする。

(1) 排水区域 美浦村の区域のうち下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定による公共下水道事業計画に定める区域

(2) 排水区域面積 648ヘクタール

(3) 排水人口 12,200人

(4) 1日最大処理能力 10,000立法メートル

4 農業集落排水事業の規模及び能力は、次のとおりとする。

(1) 排水区域 別表に掲げるとおりとする。

(2) 排水区域面積 303ヘクタール

(3) 排水人口 11,330人

(4) 1日最大処理能力 3,739立法メートル

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(法の全部適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定に基づき、公共下水道事業及び農業集落排水事業に法の規定の全部を適用する。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第4条関係)

施設の名称	位置	区域
舟子地区	美浦村大字舟子地内	美浦村大字舟子 美浦村大字木原の一部
山内山王地区	美浦村大字山内 山王地内	美浦村大字山内 美浦村大字山王
信太地区	美浦村大字信太地内	美浦村大字信太 美浦村大字大谷の一部
安中地区	美浦村大字木, 本橋, 定光, 間野, 八井田, 中野内, 堀 田, 根本, 根火, 見晴, 牛 込, 馬掛, 馬見山, 土浦, 大 山, 馬見山大山土浦入会地内	美浦村大字木, 本橋, 定光, 間 野, 八井田, 中野内, 堀田, 根 本, 根火, 見晴, 牛込, 馬掛, 馬見山, 土浦, 大山, 馬見山大 山土浦入会地内
大須賀津地区	美浦村大字大須賀津, 茂呂,	美浦村大字大須賀津, 木原の一

	大塚, 谷中, 花見塚地内	部, 受領の一部, 宮地の一部, 茂呂の一部, 大塚, 谷中, 山王 の一部, 山内の一部, 木の一 部, 太田の一部
--	---------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
(美浦村公共下水道事業特別会計条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は, 廃止する。
  - (1) 美浦村公共下水道事業特別会計条例(平成 7 年美浦村条例第 5 号)
  - (2) 美浦村農業集落排水事業特別会計条例(昭和 6 1 年美浦村条例第 4 号)
  - (3) 美浦村公共下水道事業基金条例(平成 2 1 年美浦村条例第 1 5 号)
  - (4) 美浦村農業集落排水事業基金条例(平成 3 年美浦村条例第 2 3 号)

議案第11号

令和元年度美浦村一般会計補正予算（第4号）

令和元年度美浦村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,315千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,968,191千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和元年12月10日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		20,898	1,012	21,910
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	13,764	1,012	14,776
15 国庫支出金		430,089	4,610	434,699
	1 国庫負担金	329,259	3,095	332,354
	2 国庫補助金	97,419	1,515	98,934
16 県支出金		308,557	6,689	315,246
	1 県負担金	191,749	1,505	193,254
	2 県補助金	79,033	5,184	84,217
18 寄附金		96,248	10,260	106,508
	1 寄附金	96,248	10,260	106,508
19 繰入金		119,396	38,631	158,027
	1 特別会計繰入金	7,713	34,470	42,183
	2 基金繰入金	111,683	4,161	115,844
21 諸収入		195,567	17,113	212,680
	5 雑入	183,345	17,113	200,458
歳入合計		5,889,876	78,315	5,968,191

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		764,968	32,693	797,661
	1 総務管理費	513,790	31,302	545,092
	2 徴税費	158,227	700	158,927
	3 戸籍住民基本台帳費	60,556	691	61,247
3 民生費		1,772,046	3,615	1,775,661
	1 社会福祉費	1,198,475	352	1,198,827
	2 児童福祉費	573,271	3,263	576,534
4 衛生費		544,789	88	544,877
	1 保健衛生費	136,077	88	136,165
5 農林水産業費		272,248	7,330	279,578
	1 農業費	271,599	7,330	278,929
6 商工費		21,463	△3,100	18,363
	1 商工費	21,463	△3,100	18,363
7 土木費		397,997	2,095	400,092
	1 土木管理費	64,539	95	64,634
	2 道路橋梁費	209,707	2,000	211,707
8 消防費		296,704	3,164	299,868
	1 消防費	296,704	3,164	299,868
9 教育費		1,091,721	23,702	1,115,423
	1 教育総務費	195,101	7,145	202,246
	2 小学校費	133,470	14,878	148,348
	4 幼稚園費	90,328	240	90,568
	5 社会教育費	158,554	1,250	159,804
	6 保健体育費	467,305	189	467,494
10 災害復旧費		1,097	10,952	12,049
	1 公共公用施設災害復旧費	1,097	10,952	12,049
11 公債費		618,837	△2,224	616,613

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳出合計	1 公債費	618,837	△2,224	616,613
		5,889,876	78,315	5,968,191

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
教育クラウドサービス利用料	令和2年度 ～令和7年度	193,696
複合機賃貸借・保守料	令和2年度 ～令和6年度	33,115
自動体外式除細動器賃貸借料	令和2年度 ～令和6年度	9,155
電話交換業務委託料	令和2年度 ～令和4年度	22,692
空調設備保守点検委託料	令和2年度 ～令和4年度	19,329
定期清掃委託料	令和2年度 ～令和4年度	46,464
給食室害虫等駆除委託料	令和2年度 ～令和4年度	5,967
トイレ洗浄剤等管理委託料	令和2年度 ～令和4年度	1,047
浄化槽維持管理委託料	令和2年度 ～令和4年度	1,302
貯水槽清掃委託料	令和2年度 ～令和4年度	1,722
消防設備保守点検委託料	令和2年度 ～令和4年度	4,926
防火対象物点検委託料	令和2年度 ～令和4年度	405
電気設備保守管理委託料	令和2年度 ～令和4年度	9,927
出納窓口業務負担金	令和2年度 ～令和4年度	3,300
公金収納情報データ化サービス手数料	令和2年度 ～令和4年度	4,574
議事録作成支援システム保守管理委託料	令和2年度	429
議会だより印刷製本費	令和2年度	714
広報みほ印刷製本費	令和2年度	1,796
広報みほ等定期配布業務委託料	令和2年度	212
広報紙等作成ソフトウェア使用料	令和2年度	363
美浦村アプリ使用料	令和2年度	264
例規集システム使用料	令和2年度	2,773
法解説等検索システム使用料	令和2年度	161
自動体外式除細動器賃貸借料	令和2年度	53
超高密度気象観測・情報提供サービス利用料	令和2年度	220
福祉バス運転業務委託料	令和2年度	2,970
子育て支援センター管理業務委託料	令和2年度	2,921
こころの体温計業務委託料	令和2年度	28
こころの健康相談事業委託料	令和2年度	180
地域公共交通運行管理業務委託料	令和2年度	17,651

地域活動支援センター事業委託料	令和2年度	881
地域生活支援事業委託料	令和2年度	32
手話通訳者・要約筆記者派遣事業委託料	令和2年度	38
清掃委託料	令和2年度	2,965
自動扉保守管理委託料	令和2年度	1,005
防犯カメラ保守管理委託料	令和2年度	495
美駒地区粗大ゴミ収集業務委託料	令和2年度	2,178
資源ゴミ回収業務委託料	令和2年度	117
動物死骸処理委託料	令和2年度	1,210
河川水質調査委託料	令和2年度	304
茨城県土木設計積算システム使用料	令和2年度	900
英語指導助手派遣委託料	令和2年度	12,330
バス運行業務委託料（大谷小）	令和2年度	2,747
バス運行業務委託料（幼稚園）	令和2年度	5,280
施設備品賃借料	令和2年度	462
印刷機賃借料	令和2年度	14
給食用リフト保守管理委託料	令和2年度	391
エレベーター保守管理委託料	令和2年度	1,971
いじめ防止アプリ使用料	令和2年度	128
学校給食食材放射能測定業務委託料	令和2年度	497
植木管理委託料	令和2年度	132
電気設備保守管理委託料	令和2年度	209
調光機器保守管理委託料	令和2年度	215
中央公民館管理委託料	令和2年度	3,867
T R C 図書マーク保守料	令和2年度	220
図書データ TOOLi 使用料	令和2年度	616
光と風の丘公園管理業務委託料	令和2年度	11,700
寝具賃借料	令和2年度	470
合計		1,060,888

(変更)

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
空調機器保守管理委託料	令和元年度～ 令和3年度	4,394	令和元年度～ 令和3年度	4,554
合計		1,060,888		1,061,048

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金	20,898	1,012	21,910
15 国庫支出金	430,089	4,610	434,699
16 県支出金	308,557	6,689	315,246
18 寄附金	96,248	10,260	106,508
19 繰入金	119,396	38,631	158,027
21 諸収入	195,567	17,113	212,680
歳入合計	5,889,876	78,315	5,968,191

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	764,968	32,693	797,661	557		10,012	22,124
3 民生費	1,772,046	3,615	1,775,661	618		917	2,080
4 衛生費	544,789	88	544,877	58			30
5 農林水産業費	272,248	7,330	279,578	4,092		1,958	1,280
6 商工費	21,463	△3,100	18,363				△3,100
7 土木費	397,997	2,095	400,092				2,095
8 消防費	296,704	3,164	299,868	1,600			1,564
9 教育費	1,091,721	23,702	1,115,423	4,374		249	19,079
10 災害復旧費	1,097	10,952	12,049				10,952
11 公債費	618,837	△2,224	616,613				△2,224
歳 出 合 計	5,889,876	78,315	5,968,191	11,299		13,136	53,880

2 歳 入

(款) 10 地方特例交付金

(項) 2 子ども・子育て支援臨時交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 子ども・子育て支援臨時交付金	13,764	1,012	14,776
計	13,764	1,012	14,776

節		説明	
区分	金額		
1 子ども・子育て支援臨時交付金	1,012	5 子ども・子育て支援臨時交付金	1,012

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	319,009	440	319,449
3 教育費国庫負担金	9,850	2,655	12,505
計	329,259	3,095	332,354

3 児童福祉費負担金	440	10 子どものための教育・保育給付費負担金（保育）	440
1 教育費負担金	2,655	10 子どものための教育・保育給付費負担金（教育）	2,655

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	4,733	557	5,290
3 衛生費国庫補助金	2,553	58	2,611
4 土木費国庫補助金	29,736	900	30,636
計	97,419	1,515	98,934

1 総務管理費補助金	557	51 個人番号カード交付事業費補助金	557
1 保健衛生費補助金	58	15 母子保健衛生費補助金	58
1 土木費補助金	900	10 社会資本整備総合交付金（防災・安全）	900

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	186,625	178	186,803
3 教育費県負担金	4,924	1,327	6,251
計	191,749	1,505	193,254

3 児童福祉費負担金	178	10 子どものための教育・保育給付費負担金（保育）	178
1 教育費県負担金	1,327	5 子どものための教育・保育給付費負担金（教育）	1,327

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

4 農林水産業費県補助金	13,449	4,092	17,541
6 土木費県補助金	155	700	855
7 教育費県補助金	7,048	392	7,440
計	79,033	5,184	84,217

1 農業費補助金	4,092	40 強い農業づくり補助金	4,092
1 都市計画費補助金	700	30 被災住宅復旧緊急支援事業補助金	700
3 幼稚園費補助金	392	15 子どものための教育・保育給付費地方単独費用県補助金	392

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

2 指定寄附金	31,248	10,260	41,508
計	96,248	10,260	106,508

1 指定寄附金	10,260	15 美浦村ふるさと応援寄附金	10,000
		16 美浦村ふるさと応援寄附金（クラウドファンディング）	10
		30 学校教育事業費指定寄附金	250

## (款) 19 繰入金

## (項) 1 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
6 電気事業会計繰入金	0	34,470	34,470
計	7,713	34,470	42,183

## (款) 19 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

6 陸平基金繰入金	15,327	99	15,426
8 財政調整基金繰入金	46,523	4,062	50,585
計	111,683	4,161	115,844

## (款) 21 諸収入

## (項) 5 雑入

3 雑入	115,808	17,113	132,921
計	183,345	17,113	200,458

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 電気事業会計繰入金	34,470	5 電気事業会計繰入金	34,470

1 陸平基金繰入金	99	5 陸平基金繰入金	99
1 財政調整基金繰入金	4,062	5 財政調整基金繰入金	4,062

1 児童福祉雑入	817	10 ファミリーサポート会員利用料	817
7 雑入	16,296	106 臨時職員雇用保険料 (会計課)	2
		138 茨城県後期高齢者医療広域連合療養給付費市町村負担金精算金	10,684
		156 補助金等返還金	2,610
		167 茨城県町村会事業推進交付金	3,000

3 歳 出  
(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	250,006	0	250,006			2	△2
4 会計管理費	2,619	609	3,228				609
5 財産管理費	42,203	15,443	57,646			10	15,433
7 企画費	146,341	4,970	151,311				4,970
12 防犯対策費	12,876	280	13,156				280
18 ふるさと応援基金費	20,001	10,000	30,001			10,000	
計	513,790	31,302	545,092			10,012	21,290

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

3 徴収費	67,747	700	68,447				700
計	158,227	700	158,927				700

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	60,556	691	61,247	557			134
-------------	--------	-----	--------	-----	--	--	-----

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		<b>2 会計事務費</b> <b>609</b>
4 共済費	64	4 共済費 64
		6 社会保険料 1 社会保険料(一般職非常勤職員)
7 賃金	545	7 賃金 545 1 一般事務補助員 1 一般事務補助員
		<b>5 東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地管理費</b> <b>15,443</b>
15 工事請負費	15,443	15 工事請負費 15,443 3 維持補修工事 12 屋上防水塗装工事
		<b>7 ふるさと応援寄附金事業費</b> <b>4,970</b>
8 報償費	3,000	8 報償費 3,000 2 賞賜金 1 記念品代
12 役務費	650	12 役務費 650 1 通信運搬費 3 運搬料
14 使用料及び賃借料	1,320	14 使用料及び賃借料 1,320 1 使用料 10 システム使用料
		<b>2 防犯対策事業費</b> <b>280</b>
11 需用費	280	11 需用費 280 6 修繕料 2 施設等修繕料
		<b>2 ふるさと応援基金費</b> <b>10,000</b>
25 積立金	10,000	25 積立金 10,000 14 ふるさと応援基金積立金 1 ふるさと応援基金積立金

		<b>2 徴収事務費</b> <b>700</b>
23 償還金、利子及び割引料	700	23 償還金、利子及び割引料 700 3 過誤納還付金 1 過誤納還付金

		<b>1 職員給与関係経費</b> <b>519</b>
3 職員手当等	519	3 職員手当等 519 5 時間外勤務手当 1 時間外勤務手当
		<b>3 住民基本台帳事務費</b> <b>172</b>
11 需用費	97	11 需用費 97 1 消耗品費
12 役務費	40	1 消耗品費

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 戸籍住民基本台帳費)							
計	60,556	691	61,247	557			134

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	372,754	△160	372,594				△160
5 社会福祉施設費	3,800	512	4,312				512
計	1,198,475	352	1,198,827				352

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	88,481	3,053	91,534	618		817	1,618
3 保育所費	215,491	210	215,701			100	110

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 備品購入費	35	12 役務費	40
		1 通信運搬費	
		1 郵便料	
18 備品購入費	35	18 備品購入費	
		2 機械器具費	
		1 機械器具費	

3 職員手当等	△160	<b>1 職員給与関係経費</b>	<b>△160</b>
		3 職員手当等	△160
		11 児童手当等	
		1 児童手当	
11 需用費	512	<b>2 老人福祉センター管理運営費</b>	<b>61</b>
		11 需用費	61
		6 修繕料	
		2 施設等修繕料	
		<b>3 デイサービスセンター管理運営費</b>	<b>451</b>
		11 需用費	451
		6 修繕料	
		2 施設等修繕料	

8 報償費	965	<b>5 子ども・子育て支援事務費</b>	<b>1,100</b>
		19 負担金補助及び交付金	1,100
		10 補助金	
		8 多子世帯保育料軽減事業費補助金	
13 委託料	28	<b>7 地域型保育事業費</b>	<b>960</b>
		19 負担金補助及び交付金	960
		5 負担金	
		10 小規模保育給付費	
19 負担金補助及び交付金	2,060	<b>8 子育て広場事業費</b>	<b>28</b>
		13 委託料	28
		5 業務委託料	
		41 事業支援業務委託料	
		<b>9 ファミリーサポート事業費</b>	<b>965</b>
		8 報償費	965
		1 報償金	
		3 事業協力者謝礼	
11 需用費	110	<b>2 大谷保育所運営費</b>	<b>50</b>
		18 備品購入費	50
		4 図書購入費	
		1 図書購入費	
18 備品購入費	100	<b>4 木原保育所運営費</b>	<b>50</b>
		18 備品購入費	50
		4 図書購入費	
		1 図書購入費	
		<b>5 木原保育所管理費</b>	<b>110</b>

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(3 保育所費)							
計	573,271	3,263	576,534	618		917	1,728

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

2 予防費	77,985	88	78,073	58			30
計	136,077	88	136,165	58			30

## (款) 5 農林水産業費

## (項) 1 農業費

2 農業総務費	52,536	200	52,736				200
3 農業振興費	66,346	5,172	71,518	4,092			1,080
5 農地費	135,823	1,958	137,781			1,958	
計	271,599	7,330	278,929	4,092		1,958	1,280

## (款) 6 商工費

## (項) 1 商工費

1 商工振興費	17,736	△3,100	14,636				△3,100
計	21,463	△3,100	18,363				△3,100

## (款) 7 土木費

## (項) 1 土木管理費

1 土木総務費	64,539	95	64,634				95
計	64,539	95	64,634				95

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		11 需用費 6 修繕料 2 施設等修繕料	110

13 委託料	88	<b>9 子育て世代包括支援事業費</b> 13 委託料 5 業務委託料 35 母子包括支援事業委託料	<b>88</b> 88
--------	----	--	-----------------

3 職員手当等	200	<b>1 職員給与関係経費</b> 3 職員手当等 5 時間外勤務手当 1 時間外勤務手当	<b>200</b> 200
18 備品購入費	164	<b>3 農業経営対策事業費</b> 18 備品購入費 2 機械器具費 1 機械器具費	<b>164</b> 164
19 負担金補助及び交付金	5,008	<b>5 産地確立推進事業費</b> 19 負担金補助及び交付金 10 補助金 91 強い農業づくり補助金	<b>5,008</b> 5,008
23 償還金、利子及び割引料	1,958	<b>2 土地改良振興事業費</b> 23 償還金、利子及び割引料 5 国庫支出金等返還金 2 県支出金返還金	<b>1,958</b> 1,958

19 負担金補助及び交付金	△3,100	<b>2 商工振興事業費</b> 19 負担金補助及び交付金 10 補助金 6 村商業振興対策協議会	<b>△3,100</b> △3,100
---------------	--------	---	-------------------------

3 職員手当等	95	<b>1 職員給与関係経費</b> 3 職員手当等 1 扶養手当 1 扶養手当 11 児童手当等 1 児童手当	<b>95</b> 95 50 45
---------	----	--	-----------------------------

## (款) 7 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 道路維持費	26,522	2,000	28,522				2,000
計	209,707	2,000	211,707				2,000

## (款) 8 消防費

## (項) 1 消防費

4 災害対策費	13,629	3,164	16,793	1,600			1,564
計	296,704	3,164	299,868	1,600			1,564

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

1 教育委員会費	1,537	40	1,577				40
2 事務局費	193,564	7,105	200,669	4,374			2,731
計	195,101	7,145	202,246	4,374			2,771

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

1 学校管理費	118,626	740	119,366				740
2 教育振興費	14,844	14,138	28,982			150	13,988

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
15 工事請負費	2,000	<b>2 道路維持補修事業費</b>	<b>2,000</b>
		15 工事請負費	2,000
		3 維持補修工事	
		1 村道補修工事	

3 職員手当等	1,164	<b>2 災害応急対策費</b>	<b>1,164</b>
		3 職員手当等	1,164
		5 時間外勤務手当	
		1 時間外勤務手当	
19 負担金補助及び交付金	2,000	<b>3 災害対策事業費</b>	<b>2,000</b>
		19 負担金補助及び交付金	2,000
		10 補助金	
		15 被災住宅復旧緊急支援事業補助金	

10 交際費	40	<b>2 教育委員会費</b>	<b>40</b>
		10 交際費	40
		5 教育長交際費	
		1 教育長交際費	
3 職員手当等	600	<b>2 職員給与関係経費</b>	<b>600</b>
		3 職員手当等	600
		5 時間外勤務手当	
		1 時間外勤務手当	
13 委託料	462	<b>11 施設型給付事業費(教育認定)</b>	<b>6,043</b>
		19 負担金補助及び交付金	6,043
		5 負担金	
		10 施設型給付費(私立)	
19 負担金補助及び交付金	6,043	<b>13 美浦村教育クラウド事業費</b>	<b>462</b>
		13 委託料	462
		5 業務委託料	
		35 校務管理システム改修委託料	

11 需用費	740	<b>7 小学校施設管理費</b>	<b>740</b>
		11 需用費	740
		6 修繕料	
		2 施設等修繕料	
13 委託料	2,662	<b>4 木原小学校教育振興事業費</b>	<b>50</b>
		18 備品購入費	50
		4 図書購入費	
		1 図書購入費	
18 備品購入費	11,476	<b>5 大谷小学校教育振興事業費</b>	<b>50</b>
		18 備品購入費	50
		4 図書購入費	
		1 図書購入費	

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(2 教育振興費)							
計	133,470	14,878	148,348			150	14,728

## (款) 9 教育費

## (項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	90,328	240	90,568				240
計	90,328	240	90,568				240

## (款) 9 教育費

## (項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	94,182	180	94,362				180
2 公民館費	33,082	971	34,053				971
3 文化財保護費	19,677	99	19,776			99	
計	158,554	1,250	159,804			99	1,151

## (款) 9 教育費

## (項) 6 保健体育費

4 学校給食費	407,439	189	407,628				189
計	467,305	189	467,494				189

## (款) 10 災害復旧費

## (項) 1 公共公用施設災害復旧費

1 道路橋梁災害復旧費	1	10,449	10,450				10,449
-------------	---	--------	--------	--	--	--	--------

節		説明
区分	金額	
		<b>6 安中小学校教育振興事業費</b> <b>50</b>
		18 備品購入費 50
		4 図書購入費
		1 図書購入費
		<b>7 小学校教育振興事業費</b> <b>13,988</b>
		13 委託料 2,662
		5 業務委託料
		35 副読本作成業務委託料
		18 備品購入費 11,326
		4 図書購入費
		2 教師用指導書 7,227
		3 デジタル教科書 4,099

19 負担金補助及び交付金	240	<b>3 幼稚園運営費</b> <b>240</b>
		19 負担金補助及び交付金 240
		5 負担金
		9 副食費免除者負担金

11 需用費	180	<b>4 安中地区多目的研修集会施設管理費</b> <b>180</b>
		11 需用費 180
		5 光熱水費
		5 上下水道使用料
11 需用費	971	<b>3 中央公民館管理費</b> <b>971</b>
		11 需用費 971
		6 修繕料
		2 施設等修繕料
12 役務費	99	<b>5 陸平貝塚確認調査事業費</b> <b>99</b>
		12 役務費 99
		3 広告料
		1 広告料

11 需用費	189	<b>12 学校給食施設管理費</b> <b>189</b>
		11 需用費 189
		6 修繕料
		1 備品修繕料

15 工事請負費	10,449	<b>2 道路橋梁災害復旧費</b> <b>10,449</b>
		15 工事請負費 10,449
		3 維持補修工事
		1 災害復旧工事請負費

## (款) 10 災害復旧費

## (項) 1 公共公用施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 公立学校施設災害復旧費	51	503	554				503
計	1,097	10,952	12,049				10,952

## (款) 11 公債費

## (項) 1 公債費

1 元金	568,640	655	569,295				655
2 利子	50,196	△2,879	47,317				△2,879
計	618,837	△2,224	616,613				△2,224

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 需用費	503	<b>2 公立学校施設災害復旧費</b> <b>503</b> 11 需用費 503 6 修繕料 2 施設等修繕料

23 償還金、利子及び割引料	655	<b>2 元金償還費</b> <b>655</b> 23 償還金、利子及び割引料 655 1 長期借入債元金償還金 1 長期借入債元金償還金
23 償還金、利子及び割引料	△2,879	<b>2 利子償還費</b> <b>△2,879</b> 23 償還金、利子及び割引料 △2,879 2 長期借入債利子償還金 1 長期借入債利子償還金

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)				
補正後	長等	2		15,144	4,863 (3.35)			2,305	22,312	2,746	25,058	
	議員	12	41,784		13,415 (3.35)				55,199	18,188	73,387	
	その他の 特別職	996	59,955						59,955	3,020	62,975	
	計	1,010	101,739	15,144	18,278			2,305	137,466	23,954	161,420	
補正前	長等	2		15,144	4,863 (3.35)			2,305	22,312	2,746	25,058	
	議員	12	41,784		13,415 (3.35)				55,199	18,188	73,387	
	その他の 特別職	996	59,955						59,955	3,020	62,975	
	計	1,010	101,739	15,144	18,278			2,305	137,466	23,954	161,420	
比較	長等											
	議員											
	その他の 特別職											
	計											

2. 一般職  
1 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	( <u>62</u> 142)	102,987	531,498	351,748	986,233	176,789	1,163,022	
補正前	( <u>62</u> 142)	102,987	531,498	349,215	983,700	176,725	1,160,425	
比較	( <u>        </u> )			2,533	2,533	64	2,597	

( )内は、一般職非常勤職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	12,574	6,076	8,489		30,375	1,109	14,044	119,160	90,506	69,415	
	補正前	12,524	6,076	8,489		27,892	1,109	14,044	119,160	90,506	69,415	
	比較	50				2,483						

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分		一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.20 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.00 %
		昇給に伴う増減分		一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分		退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況 現に在職する 職員数 計 補正後 142 人 142 人 補正前 142 人 142 人 増減 人 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職員手当	2,533	制度改正に伴う増減分		日直手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	
		その他の増減分	2,533	扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	50 2,483

3 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分		一般行政職	技能労務職
令和元年12月1日現在	平均給料月額	318,248	313,856
	平均給与月額	355,848	319,033
	平均年令	42歳 3月	55歳 7月
令和元年9月1日現在	平均給料月額	317,471	313,856
	平均給与月額	381,383	319,033
	平均年令	42歳 0月	55歳 4月

イ. 初 任 給

(単位：円)

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度	
			一般行政職	技能労務職
高 校 卒	153,000	150,700	148,600	146,000
大 学 卒	180,700	-	180,700	-

ウ. 等級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和元年12月1日現在	7	( ) 4	( ) 3.4%	4	( ) 8	( ) 88.9%
	6	( ) 12	( ) 10.2%	3	( ) 1	( ) 11.1%
	5	( ) 16	( ) 13.6%	2	( )	( )
	4	( ) 32	( ) 27.1%	1	( )	( )
	3	( ) 22	( ) 18.6%			
	2	( ) 24	( ) 20.3%			
	1	( ) 8	( ) 6.8%			
	計	( ) 118	( ) 100.0%	計	( ) 9	( ) 100.0%
令和元年9月1日現在	7	( ) 4	( ) 3.4%	4	( ) 8	( ) 88.9%
	6	( ) 12	( ) 10.2%	3	( ) 1	( ) 11.1%
	5	( ) 16	( ) 13.6%	2	( )	( )
	4	( ) 32	( ) 27.1%	1	( )	( )
	3	( ) 22	( ) 18.6%			
	2	( ) 24	( ) 20.3%			
	1	( ) 8	( ) 6.8%			
	計	( ) 118	( ) 100.0%	計	( ) 9	( ) 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	主任、係長、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任社会福祉士	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、室長補佐、局長補佐及び出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長、課長、室長及び局長	特に困難な職務を分掌する課長、局長及び室長、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長	部長及び次長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等(以下「用務手等」という。)調理師自動車運転手	用務手等調理師自動車運転手	相当の経験を有する用務手等相当の技能又は経験を有する調理師相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等高度の技能又は経験を有する調理師高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇 給

区分	合計	代表的な職種			
		一般行政職	技能労務職		
補正後	職員数 (A) (人)	134	118	9	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					
補正前	職員数 (A) (人)	134	118	9	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					

オ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	( $\frac{1.175}{2.225}$ )	( $\frac{1.175}{2.225}$ )	( $\frac{2.35}{4.45}$ )	有	
補正前	( $\frac{1.175}{2.225}$ )	( $\frac{1.175}{2.225}$ )	( $\frac{2.35}{4.45}$ )	有	
国の制度	( $\frac{1.175}{2.225}$ )	( $\frac{1.175}{2.225}$ )	( $\frac{2.35}{4.45}$ )	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

## 議案第12号

### 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度美浦村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109,379千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,939,369千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		414,206	△638	413,568
	1 国民健康保険税	414,206	△638	413,568
4 県支出金		1,235,677	110,017	1,345,694
	1 県補助金	1,235,676	110,017	1,345,693
歳入合計		1,829,990	109,379	1,939,369

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		42,597	121	42,718
	1 総務管理費	39,287	121	39,408
2 保険給付費		1,217,155	109,230	1,326,385
	1 療養諸費	1,068,688	65,360	1,134,048
	2 高額療養費	138,901	43,870	182,771
5 保健事業費		21,467	0	21,467
	2 特定健康診査等事業費	15,000	0	15,000
8 諸支出金		4,394	28	4,422
	1 償還金及び還付加算金	2,642	28	2,670
歳 出 合 計		1,829,990	109,379	1,939,369

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	414,206	△638	413,568
4 県支出金	1,235,677	110,017	1,345,694
歳入合計	1,829,990	109,379	1,939,369

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	42,597	121	42,718				121
2 保険給付費	1,217,155	109,230	1,326,385	109,230			
5 保健事業費	21,467	0	21,467	388			△388
8 諸支出金	4,394	28	4,422				28
歳 出 合 計	1,829,990	109,379	1,939,369	109,618			△239

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
2 退職被保険者等国民健康保険税	1,314	△638	676
計	414,206	△638	413,568

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

1 保険給付費等交付金	1,235,676	110,017	1,345,693
計	1,235,676	110,017	1,345,693

節		説明
区分	金額	
1 医療給付費分現年課税分	△638	5 普通徴収分 △638

1 普通交付金	109,230	1 普通交付金 109,230
2 特別交付金	787	4 特定健康診査等負担金 787

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	38,420	121	38,541				121
計	39,287	121	39,408				121

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

1 一般被保険者療養給付費	1,050,000	65,360	1,115,360	65,360			
計	1,068,688	65,360	1,134,048	65,360			

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	138,000	43,870	181,870	43,870			
計	138,901	43,870	182,771	43,870			

(款) 5 保健事業費

(項) 2 特定健康診査等事業費

1 特定健康診査等事業費	15,000	0	15,000	388			△388
計	15,000	0	15,000	388			△388

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

5 その他償還金	2	28	30				28
計	2,642	28	2,670				28

節		説明
区分	金額	
		<b>2 国民健康保険事務費</b> <b>121</b>
13 委託料	126	13 委託料 126 5 業務委託料 155 25 国民健康保険制度関係業務事業委託料 20
14 使用料及び賃借料	△5	30 社会保障・税番号制度システム整備事業委託料 135 7 電算処理委託料 △29 5 国保電算処理委託 14 使用料及び賃借料 △5 1 使用料 31 自治体クラウドサービス利用料

19 負担金補助及び交付金	65,360	<b>2 一般被保険者療養給付費</b> <b>65,360</b> 19 負担金補助及び交付金 65,360 5 負担金 5 一般被保険者療養給付費負担金
---------------	--------	---

19 負担金補助及び交付金	43,870	<b>2 一般被保険者高額療養費</b> <b>43,870</b> 19 負担金補助及び交付金 43,870 5 負担金 5 高額療養費
---------------	--------	--

--	--	--

23 償還金、利子及び割引料	28	<b>2 国庫支出金等返還金</b> <b>28</b> 23 償還金、利子及び割引料 28 5 国庫支出金等返還金 2 県支出金返還金
----------------	----	---

議案第13号

令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度美浦村の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和元年12月10日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
電 気 設 備 保 守 管 理 委 託 料	令和 2 年度 ～令和 4 年度	2,877
消 防 設 備 保 守 点 検 委 託 料	令和 2 年度 ～令和 4 年度	285
合 計		9,102

議案第14号

令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度美浦村の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,270千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ822,337千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年12月10日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		191,556	5,754	197,310
	2 基金繰入金	92,167	5,754	97,921
8 諸収入		604	6,816	7,420
	1 雑入	604	6,816	7,420
9 村債		185,700	18,700	204,400
	1 村債	185,700	18,700	204,400
歳入合計		791,067	31,270	822,337

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道費		532,170	31,270	563,440
	1 下水道管理費	190,749	6,816	197,565
	2 下水道事業費	341,421	24,454	365,875
歳 出 合 計		791,067	31,270	822,337

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
定 期 清 掃 委 託 料	令和 2 年度 ～令和 4 年度	1,683
電 気 設 備 保 守 管 理 委 託 料	令和 2 年度 ～令和 4 年度	1,920
消 防 設 備 保 守 点 検 委 託 料	令和 2 年度 ～令和 4 年度	243
複 写 機 賃 借 料	令和 2 年度	30
茨 城 県 土 木 設 計 積 算 シ ス テ ム 利 用 料	令和 2 年度	900
合 計		42,176

第 3 表 地 方 債 補 正

(変更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 事 業	185,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し の後の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、銀行そ 他の場合には、 その債権者と協定 するところによ る。ただし村財政 の都合により据置 期間及び償還期限 を短縮し、もしく は繰上償還又は低 利に借換えするこ とができる。	204,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し の後の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、銀行そ 他の場合には、 その債権者と協定 するところによ る。ただし村財政 の都合により据置 期間及び償還期限 を短縮し、もしく は繰上償還又は低 利に借換えするこ とができる。
合 計	185,700				204,400			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	191,556	5,754	197,310
8 諸収入	604	6,816	7,420
9 村債	185,700	18,700	204,400
歳入合計	791,067	31,270	822,337

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 下水道費	532,170	31,270	563,440		18,700	12,570	
歳 出 合 計	791,067	31,270	822,337		18,700	12,570	

2 歳入  
(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道事業基金繰入金	92,167	5,754	97,921
計	92,167	5,754	97,921

(款) 8 諸収入

(項) 1 雑入

1 雑入	604	6,816	7,420
計	604	6,816	7,420

(款) 9 村債

(項) 1 村債

1 下水道事業債	185,700	18,700	204,400
計	185,700	18,700	204,400

節		説明
区分	金額	
1 公共下水道事業基金繰入金	5,754	5 公共下水道事業基金繰入金 5,754

1 雑入	6,816	10 消費税還付金 6,816
------	-------	-----------------

1 下水道事業債	18,700	50 公共下水道事業債 18,700
----------	--------	--------------------

3 歳 出

(款) 1 下水道費

(項) 1 下水道管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	75,802	6,816	82,618			6,816	
計	190,749	6,816	197,565			6,816	

(款) 1 下水道費

(項) 2 下水道事業費

1 公共下水道事業費	341,421	24,454	365,875		18,700	5,754	
計	341,421	24,454	365,875		18,700	5,754	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		<b>2 下水道事務費</b> <b>6,816</b>
25 積立金	6,816	25 積立金 6,816
		16 公共下水道事業基金積立金
		1 公共下水道事業基金積立金

		<b>2 公共下水道整備事業</b> <b>24,454</b>
15 工事請負費	24,454	15 工事請負費 24,454
		1 土木工事
		10 公共下水道工事

議案第15号

令和元年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度美浦村の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
配水場消防設備保守点検委託料	令和2年度～ 令和4年度	75千円

令和元年12月10日提出

美浦村長 中 島 栄